

平成18年6月20日（火曜日）

議事日程第4号

平成18年6月20日（火曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|---------|---|------------|
| 第 1 | 報告第 9号 | 専決処分報告について（平成18年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第1号）） | （質疑・委員会付託） |
| 第 2 | 議案第146号 | 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 3 | 議案第147号 | 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 4 | 議案第148号 | 大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 5 | 議案第149号 | 大仙市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 6 | 議案第150号 | 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 7 | 議案第151号 | 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 8 | 議案第152号 | 大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 9 | 議案第153号 | 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について | （質疑・委員会付託） |
| 第10 | 議案第154号 | 大仙市土地開発公社定款の一部変更について | （質疑・委員会付託） |
| 第11 | 議案第155号 | 工事請負契約の締結について | （質疑・委員会付託） |

- 第 1 2 議案第 1 5 6 号 工事委託に関する協定の締結について (質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 5 7 号 財産の処分について (質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 5 8 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 5 9 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変
更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 6 0 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計へ
の繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 6 1 号 平成 1 8 年度大仙市一般会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 6 2 号 平成 1 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第
1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 6 3 号 平成 1 8 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第
1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 6 4 号 平成 1 8 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 6 5 号 平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 6 6 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 6 7 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 6 8 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補
正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 6 9 号 大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例の制定について (説明・質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 7 0 号 工事請負契約の締結について (説明・質疑・委員会付託)
- 第 2 7 請願第 3 号 旧四ツ屋堰改修に関することについて (委員会付託)
- 第 2 8 請願第 4 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を
求めることについて (委員会付託)

- 第 29 陳情第 21 号 「市町村合併の特例に関する法律」に対することについて
(委員会付託)
- 第 30 陳情第 22 号 用水路U字溝の嵩上げについて (委員会付託)
- 第 31 陳情第 23 号 違法伐採問題への対応強化を求めることについて
(委員会付託)
- 第 32 陳情第 24 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求めることについて (委員会付託)
- 第 33 陳情第 25 号 最低保障年金制度の創設を求めることについて
(委員会付託)
- 第 34 陳情第 26 号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させることについて (委員会付託)
- 第 35 陳情第 27 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求めることについて
(委員会付託)

出席議員 (30人)

1 番 橋 本 五 郎	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千 恵 子
7 番 佐 藤 孝 次	8 番 金 谷 道 男	9 番 石 塚 柏
10 番 千 葉 健	11 番 渡 邊 秀 俊	12 番 佐 藤 芳 雄
13 番 高 橋 敏 英	14 番 竹 原 弘 治	15 番 橋 村 誠
16 番 武 田 隆	17 番 斉 藤 博 幸	18 番 菊 池 幸 悦
19 番 大 坂 義 徳	20 番 大 山 利 吉	21 番 門 脇 一 男
22 番 本 間 輝 男	23 番 児 玉 裕 一	24 番 高 橋 幸 晴
25 番 佐々木 洋 一	26 番 大 野 忠 夫	27 番 佐々木 昌 志
28 番 北 村 稔	29 番 鎌 田 正	30 番 藤 田 君 雄

欠席議員 (0人)

説明のため出席した者

市長	栗林次美	助役	久米正雄
教育長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	高橋源一	健康福祉部長次長	藤肥康弘
農林商工部長	金正行	建設部長	柴田勝三
病院事務長	高橋大樹	水道局長	田口良邦
国体準備事務局長	中嶋喜代博	教育次長	相馬義雄
教育次長	佐藤康裕	総務課長	元吉峯夫

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	副参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

午前10時00分開議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、報告第9号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

報告第9号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第2、議案第146号から日程第7、議案第151号までの6件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第147号は総務常任委員会に、議案第146号、議案第150号及び議案第151号の3件は教育民生常任委員会に、議案第148号及び議案第149号の2件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第8、議案第152号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番佐藤文子議員。

○2番（佐藤文子君） おはようございます。

この議案は、直営施設の指定管理者導入施設の最初に出されてきた施設ということでの条例でありますので質問させていただきます。

この関係施設のうち、荒川鉦山跡地観光施設まほろば唐松、中世の館、工学博士物部記念館、まほろば唐松公園のこの4つの施設は、現在、商工観光課所管の施設でありますけれども、これらの施設の設立経過、また目的を見る限りでは、極めて教育文化施設としての性格を持っているものだというふうに思います。

また、運営管理費のうち、利用料等の収入財源は荒川鉦山跡地は245万6千円の20%、まほろば唐松、中世の館、公園、合わせて160万2千円の18.7%、物部記念館は25万円の7%と非常に少なく、管理運営費のほとんどを一般財源で賄っているわけであります。

さて、昨年11月示されました指定管理者制度を導入する基準では、使用料によって運営することを原則とする収益施設であること、また、サービスの専門性、特殊性等を勘案しても、民間事業者等によるサービスの提供が可能であること、また、民間事業者等に任せることで集客力や稼働率の向上が期待できること、さらに民間事業者等に任せることで施設の維持管理費用の縮減が期待できるなど7項目を挙げ、該当する項目の多い施設ほど制度を導入すべき施設であると規定しております。

これらの基準をこの4つの施設について見ますと、ほとんど該当する項目はなく、管理者指定を受けたいとする団体が現れるとも思えないものであります。仮に現在委託している団体を指定管理者に指定したとしても、これまでの委託料等に匹敵する市からの財政支援がなければ運営は早晚行き詰まり、施設は疲弊してしまいかねないというふうにも心配しているわけであります。したがって、私はこの4施設については指定管理者

制度はなじまないものというふうにも考えておりますし、また、施設の目的や性格から今後の管理は教育委員会に委ねるべきものであるというふうにも考えているわけであり
ます。

そこで伺いますけれども、これら4つの施設を指定管理者制度導入の対象施設に挙げたその根拠と、いろいろ検討された上でのことだと思しますので、その経緯、検討内容についてお知らせいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） 農林商工部長から答弁させます。
- 議長（橋本五郎君） 金農林商工部長。
- 農林商工部長（金 正行君） ご質問の4施設の件でありますけれども、これまで他地域からの誘客の期待できる観光施設ということで、直営によるこれまで管理をしてまいりました。また、ご指摘のとおり教育文化的な施設としての側面もあるということで、今後、所管については検討してまいりたいと考えております。

なお、指定管理者制度導入にいたる経緯につきましては、ご案内のとおり制度を導入する基準に照らし、7項目のうち、1つ目が法令上の制限がない、2つ目が運営日・時間・運営内容等のサービスの向上が期待できる、3つ目が集客率や稼働率の向上が期待できる、4つ目が施設の維持管理費用の縮減が期待できる、との4項目に該当する施設といたしまして制度導入を判断したところであります。特に民間の経営ノウハウにより、時期にあわせたイベントの実施やパートタイマー雇用など柔軟で効率的な施設運営が可能となるものと考えております。

しかしながら、7項目のうちの使用料によって運営することを原則とする収益施設であることとする点については、一朝一夕に収益性が高くなるということも考えにくいことから、指定管理料を支払うことで対応したいというふうに考えております。

なお、指定管理料の金額については、経営改善の徹底や民間手法による利用見込みを勘案しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれこの7施設の指定管理者制度についての導入につきましては、管理及び運営を法人、その他の団体であって市長が指定する指定管理者に行わせることができると、行わさせなければならないということの文面ではなく、行わせることができるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

- 議長（橋本五郎君） 2番、再質疑ありませんか。はい、2番。
- 2番（佐藤文子君） 7つの基準に照らし、4つについて一定クリアされるものというふうなことで導入に至ったというふうに答弁のようでありました。民間の経営ノウハウを最大限活用して集客の、利用率の向上に資することができるというふうな判断なようですけれども、いずれにしても答弁の中でありました一朝一夕にこの収益が向上につながる施設とは考えにくいというふうなことでありますので、この指定管理料というふうなものを設定したいというふうなことも伺いました。いずれにしてもこういう条件が、これまでの管理運営に支障をきたすようなものとあってはいけないと思いますし、何としてもその地域、その地域のこれまでの歴史と文化を醸し出すこうした財産がこの指定管理者制度を導入することによって疲弊していく、寂れていくというようなことを絶対避けていただきたい、そういう立場からですね質問させていただいたわけですが、この指定管理料を設定していくんだというふうなこと、こういうふうなことを確認しましたので、この議案に対して私の態度、検討させていただくというふうなことで質問を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） これにて質疑を終結いたします。

議案第152号は、企画産業常任委員会に付託いたします。

- 議長（橋本五郎君） 次に、日程第9、議案第153号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第153号は、総務常任委員会に付託いたします。

- 議長（橋本五郎君） 次に、日程第10、議案第154号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第154号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第11、議案第155号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第155号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第12、議案第156号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第156号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第13、議案第157号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第157号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第14、議案第158号から日程第16、議案第160号までの3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第158号から議案第160号までの3件は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第17、議案第161号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第161号は、それぞれの所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第18、議案第162号から日程第24、議案第168号までの7件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第162号及び議案第164号の2件は教育民生常任委員会に、議案第163号及び議案第165号から議案第168号までの5件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第25、議案第169号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） はじめに、追加議案書の1ページ・2ページをご覧くださいと思います。

議案第169号、大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、今次定例会の冒頭で市長が申し上げましたとおり、水道事業において先般、再び事務処理上のミスが発生したことから、水道事業管理者としてみずからを処分する意を込めまして、平成18年7月1日から平成18年7月31日までの間における市長の給料月額を附則の規定により87万4千円となっている現行の給料月額から、その10分の1に当たり8万7,400円を減じた78万6,600円とするものであり、平成18年7月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第169号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第26、議案第170号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 続きまして、議案書の3ページをご覧くださいと思います。

議案第170号、工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、大曲西部地区農業集落排水事業の機械設備工事に係る契約締結につきまして、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであり、去る5月30日に指名競争入札を執行した結果、最低入札価格が低入札調査基準価格を下回ったため、落札者の決定を保留し、必要な調査を行いました。履行に支障はないものと判断いたしましたので、当該最低価格入札者である東北藤吉工業株式会社を落札者と決定し、去る6月16日に契約金額1億1,547万9千円で仮契約を締結したものであります。

なお、この低入札価格の調査を行う制度は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、設計金額が1,000万円以上で競争入札に付する建設工事であって、最低入札価格が市長の定める調査基準価格を下回る価格であった場合、落札者の決定を保留し、最低価格入札者が契約内容に適合した履行ができるかどうか調査するもので、履行に支障なしとした場合は落札者を決定し、仮契約を締結するものであります。

工事の概要であります。大曲西根字新堀地内に建築面積695㎡の処理施設を建設する工事のうち機械設備工事を行うものであり、平成19年3月9日までの工期となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。22番。

○22番（本間輝男君） 本契約について若干の説明をお願いしたいということで質問申し上げます。

聞くとお聞きいたしますと、予定価格の半分近い額で入札がなされたというようなことが言われております。当然この指名に関しては、大手ゼネコンの指名停止期間ということもあったわけですが、一般の方々の受益者の方々の立場からすると、かなりの低い額で施行されて、将来ともメンテナンスも含めて大丈夫なのかという市民の声も

あるわけでございます。当然かなりの精査をして、その結果よしという判断をしたわけですが、どのような精査をして、間違いがないということで決定なされたことは事実としても、このことが市民に対する不安感を払拭するためには、今少し説明を欲しいというのが我々の意見であると考えます。その辺の経緯について、半分近い額で当然安全・安心な施設ができ得るものなのか、確認を含めて答弁願います。

- 議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） 総務部長から答弁させます。
- 議長（橋本五郎君） 老松総務部長。
- 総務部長（老松博行君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げました低入札価格の調査につきましては、6月12日に実施してございます。所管課であります下水道課、それから契約検査課、それから落札者であります東北藤吉工業の関係者に来ていただきまして調査をいたしました。

調査項目としましては10点ほどございます。最初に、その価格により入札した理由、それから2つ目として工事費内訳書の検討、それから3つ目といたしまして手持ち工事の状況、それから4つ目といたしまして入札者の地理的条件、それから5つ目として手持ち資材の状況及び購入先、それから6点目として労務者の供給見通し、それから7点目として過去に施工した公共工事の成績、それから8点目として経営状況及び信用状態、それから9点目として予定工程表、それから10点目として下請け予定者及び下請け金額、以上10点について調査を実施したところであります。

最終的な総合意見といたしましては、中身が、内容が二次製品が大半であるということ、それからそのほかの労務費の内訳としては適正であるという判断から、契約の内容に適合した履行が可能であるというふうに判断したところであります。

以上です。

調査の日にちに、ヒアリングの実施日につきましては、6月12日に実施いたしております。

- 議長（橋本五郎君） ほかに質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（橋本五郎君） これにて質疑を終結いたします。

議案第170号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第27、請願第3号及び日程第28、請願第4号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、企画産業常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第29、陳情第21号から日程第35、陳情第27号までの7件を一括して議題といたします。

本7件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれの所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月21日から6月25日まで、5日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、6月21日から6月25日までの5日間、休会することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月26日、本会議第5日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でございました。

午前10時22分 散 会